

令和4年第3回定例会会議録 1日目

◇ 招集年月日 令和4年9月7日

◇ 招集場所 松野町議場

◇ 招集議員 7名（応招 7名・不応招 0名）

◇ 出席議員

議席 番号	氏名	応 不	出 欠	議席 番号	氏名	応 不	出 欠
1	村尾重利	応	出	5	森岡健治	応	出
2	関本豊	〃	〃	6	加藤康幸	〃	〃
3	山下智恵	〃	〃	7	赤松紀幸	〃	〃
4	近藤由美子	〃	〃				

正・副議長	氏名
議長	村尾重利
副議長	関本豊

事務局職員	氏名
事務局長	大谷吉廣
書記	岡崎智恵子

◇ 開 会

議長、令和4年第3回定例会第1日目を宣告（9：30）

◇ 会議録署名議員

議長、次の両議員を指名

議席番号	氏 名
2 番	関 本 豊
3 番	山 下 智 恵

◇ 会期の決定

表紙に記載のとおり

◇ 議事諸報告

(1) 提出案件及び議事日程

あらかじめ配布している議事日程のとおり

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	坂 本 浩	会計管理者兼出納室長	芝 吉 彦
副 町 長	八十島 温 夫	建設環境課長	谷 口 健 二
教 育 長	三 好 秀 二	町 民 課 長	久保田 忠
総 務 課 長	友 岡 純	保健福祉課長	瀧 本 美 樹
防 災 安 全 課 長	中 井 和 彦	教 育 課 長	森 本 秀 行
ふるさと創生課長	井 上 靖	代 表 監 査 委 員	榎 本 孝 幸
農 林 振 興 課 長	小 西 亨		

議 長	ただいまから、令和4年第3回松野町議会定例会を開会します。 (9:30)
議 長	町長から、議会招集挨拶を受けます。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	<p>それでは、第3回定例議会の開会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日、令和4年第3回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>さて心配しておりました、台風11号が、大きな被害を出すことなく過ぎ去りました。暑さも一頃よりは和らいで、これから秋も徐々に深まってしのぎやすくなるのではと期待をしております。とはいえ、季節の変わり目でありますので、体調管理には、より一層気をつけなければなりません。</p> <p>私ごとであります。先月初め、新型コロナに感染してしまいました。10日間の自宅療養を余儀なくされ、皆様に大変御心配と御迷惑をお掛けいたしました。感染対策には十分気をつけていたつもりでございますけれども、どこかに気の緩みがあったのではと反省をしております。今後は更に注意を怠らないように心がけて参ります。</p> <p>そのような中、愛媛県では、8月9日に県独自のBA.5対策強化宣言、23日にはBA.5医療危機宣言が、短期間のうちに発出され、最大級の危機感を伴った対策が打ち出されているところです。今しばらくはこの状況が継続すると思われますので、引き続き町民の皆様には感染防止対策に努めていただきますよう、啓発に努めて参ります。</p> <p>また、5回目のワクチン接種につきましても、今回の補正予算に計上をしておりますが、対象者や優先順位の考え方など、国の方針に基づき、計画的に行って参ります。その時期が来ましたら、対象者の皆様に御案内をさせていただき予定ですので、早めの接種をお願いいた</p>

します。

さて、新庁舎及び防災拠点施設につきましては、8月末で全ての工事が完了いたしました。新庁舎への移転は本年2月に行いましたが、その後、旧庁舎の解体工事、駐車場や附帯施設を含めた外構工事が終了し、このほど施設全体が完成を迎えました。駐車場も広くなり、来庁者の利便性も向上したと思われまますので、町民の皆様には、気軽に役場にお越しいただきたいと思ひます。

なお、来る9月25日には、来賓等を招いて落成式典を行うこととしております。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ほぼ式典のみの内容とし、出席人数を絞った形で行うこととしておりますので、どうぞ御理解のほどをお願いいたします。

6月定例会以降の町内における主な諸行事などにつきましては、別紙の町政報告書にまとめておりますので、御確認のほどお願い申し上げます。

なお、今期定例会に御提案申し上げます案件は、報告3件、条例改正が2件、条例制定が1件、一般会計及び特別会計補正予算の諸案件であります。御提案申し上げます議案の詳細につきましては、後ほどそれぞれ御説明申し上げますが、何とぞよろしく御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます、議会招集の挨拶といたします。

議

長

次に、今期定例会に関する諸報告をします。

まず、今期定例会に提出される案件を報告します。

今回提出される案件は、16件であつて、この議案番号、件名の詳細は、お手元に配布しております議事日程表により御承知をお願いいたします。

続いて本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は、あらかじめ配布しました議事日程表のとおりです。

御承知をお願いいたします。

		次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議に出席する者は、お手元に配布しております一覧表のとおりです。
		御承知をお願いします。
		次に、監査報告であります。監査委員から、令和4年5月、6月、7月の例月現金出納検査の結果、厳正に執行されている旨の報告を受けております。
		続いて、議会閉会中の主要行事、事務等については、配付しております一覧表のとおりです。
		御確認をお願いします。
議	長	これから、本日の会議を開きます。 (9:36)
議	長	日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。
		本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2
議	長	番関本豊議員、3番山下智恵議員を指名します。
		日程第2 「会期決定の件」を議題とします。
		お諮りします。
		本定例会の会期は、本日から9月22日までの16日間をしたいと思
		います。
		御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、本定例会の会期は、本日から9月22日までの16日
		間に決定しました。
議	長	日程第3 これより一般質問を行います。通告1番森岡健治議員の
		質問を許します。
5番森岡		「議長5番」
議	長	「5番、森岡健治議員」
5番森岡		議長のお許しを得ましたので、ここで一般質問をさせていただきます。
		議会議員の成り手不足について、町長にお伺いいたします。

全国的に議員の成り手不足が言われていますが、各自治体の平均年齢は、65歳以上のように推測されます。本町においても、定数7人で、66歳となっており、若い方の議会に対しての魅力がないのか、何らかの制約で、議員選挙に立候補を断念しているのでは考えるところでございます。

そこで私が思う成り手不足の原因は、1点目報酬、2点目定数、3点目兼業問題だと思われまます。

本町においては、県下で1番小さい自治体で、過疎化が進み、二元代表制が崩れる危機感を持たないといけないのではないかと思っております。高知県大川村では、町長自らの努力によって、人口363人で、6人の議員が活躍されております。私もこの12年間このことに努力をして参りましたが、現状に至っております。私たちの任期も5ヶ月余りとなっており、令和5年2月19日以降、来期からは、新しい若い人たちが活躍できる体制を設けたいものです。

どうか私の気持ちをお汲み取りいただき、松野町に合った議員成り手不足に御努力をお願いいたします。

何か非常に、町長にとってお答えにくい問題かと思いますが、平身低頭お願いいたしまして、お考えをお伺いいたします。

坂本町長

「議長」

議長

「坂本町長」

坂本町長

それでは森岡議員の御質問にお答えをいたします。

この議員の成り手不足の問題につきましては、4年前の平成30年12月定例議会において、当時の議員さんが同様の趣旨の質問をされ、問題提起をしていただいたとの記憶があります。今回、議員の任期終了が近づいたこのタイミングで、また同じ質問があるということは、この4年間、この問題で余り進展がなかったことの裏づけであり、私としても大変残念であり、また議会への積極的な働きかけが不足していたのではないかと反省をしているところであります。

森岡議員御指摘のとおり、本町議会において成り手不足が危惧され

ているということは、私も認識しております。その原因は様々でしょうが、報酬、定数、兼業禁止の3点も少なからず影響を及ぼしていると思われ、議員の成り手不足を解消するためには、この問題を避けてとおることはできないと考えています。

ただし、二元代表制のもとで、執行機関の責任者である私が、議決機関である議会の基本的な在り方について意見をすることは、本来、差し控えるべきだというふうに思っております。

やはり、町民の負託を得て、議席を有しておられる議員の皆様が、自らの判断と責任で、議会の在り方、議員の要件や処遇について議論を深め、結論を出していくことを、町民の皆さんも期待されていると感じています。その上で、あえて私の考えを述べさせていただくならば、町議会議員となって、松野町の発展のために働きたいという意思を持っている若い人材がいて、仮にその人が何らかの理由で選挙に立候補できないというのであれば、その障害を取り除き、被選挙権を保障すべきだと思っております。この前提に立って、まず、議員報酬については、成り手の確保という面からは、なるべく高いほうがいいでしょうが、そこには自治体ごとの財政事情や常識的な範囲というものがあ、何よりも町民の皆さんの理解を踏まえた、報酬等審議会での答申が必要となりますので、拙速な判断は避けなければなりません。また、これが真に必要であれば、任期途中での改正も可能だと思っております。

次に、議員定数の問題ですが、これも民意を幅広く町政に反映させるためには、なるべく多いほうがいいとなりますが、一方で、今の7人という定数でも、十分に町民の意見を集約し、議論を深めることができる、議会自らが判断されるのであれば、それは尊重すべきだと考えています。また議員の成り手不足が指摘されている中で、定数を増やす議論をすることは、いささか矛盾があるとも感じています。

3点目、兼業の問題については、松野町政治倫理条例の条文で規定されている本町独自のもので、制定当時には意義のあるものであった

と推察をいたしますけれども、その要件を維持することが、時代にそぐわない、メリットよりもデメリットのほうが大きい、あるいは当初の目的を既に果たしているのであれば、そういう町民の声もありますので、この存続については、議会で十分に議論を尽くしていただきたいと思います。

このほかにも、例えば、夜間や休日の議会開催、あるいはリモートでの出席など、導入可能な改善策は幾つかあると存じます。これらの具体策については、まず今の議会で検討を開始していただき、必要に応じて次の議会に引き継いでいただきますようお願いいたします。

4年前のこの問題についての一般質問は、12月定例議会においてのもので、当時の議会は、その後の限られた任期中に積極的な議論を開始するには至らなかったと記憶をしております。しかし、今回は、まだ半年近く皆さんの任期があり、この問題に向き合う時間は、あまり長くはありませんが残されていると言えます。逆にこの問題を放置すれば、また4年間、先送りされる恐れが大きくなるということになります。

議会運営に対して、差し出がましいことを申し上げて、誠に恐縮ですが、議員の成り手不足について、町民の間でも心配の声が上がっている状況において、これから半年、議会として何もアクションを起こさず任期満了を迎えるということにはならないように、特に4年に一度の改選期しか改革ができない問題については、早急に議員全員がテーブルについて議論を開始していただきたい、そういうふうに強くお願いをいたします。

その上で、議会が出された結論については、私は尊重するつもりでありますし、その前の段階で、町長として意見を求められるのであれば、しっかりと議論参加はさせていただきたいと考えています。

多少言い過ぎた答弁になっていたかもしれませんが、議会の尊厳や自主性、独自性に口を出すつもりは全くありません。しかし、皆様の任期があと半年になった今、この地方自治の根幹に関わる問題に、議

<p>5 番 森 岡 議 長 5 番 森 岡</p>	<p>員各位が積極的に取り組まれ、議会の活性化につながることを御期待申し上げ、あわせて引き続き町政推進に御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>「議長5番」</p> <p>「5番、森岡健治議員」</p> <p>町長のお考えをお聞かせいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>私の考え方は、1点目の報酬については、十分に議会活動、また生活ができるだけの報酬を、町財政から捻出できるのか。まず、これは町全体の面から考えないと、ここに関しては難しい問題があると思います。今の現在の私たちの報酬、多分5%カットのままであったんじゃないかなと私は記憶しておりますが、もしそうであれば報酬等審議委員会で、その5%をどうするのかっていう審議もやはりしていただかないといけないんじゃないかなと思います。</p> <p>2点目の定数問題ですが、各自治体10人程度、人口にもよりますが、ここで資料がありますけども、愛媛県内では、1番が松野町でこの南予地域ですかね、大体12から14、ただし人口が、本町の倍ほどあります。高知県によると、大体本町と同じぐらいの人口のところで、だいたい、7割ぐらいが定数10となっております。</p> <p>本町でも、私の考えは、やはり定数が10がベストだろうと考えております。なぜか、議会制民主主義では、各議員の意思表示が決定するもので、議長裁決で物事が決まってしまうやり方は、あまりにも議会の在り方の問題、疑問を持つところでございます。議員数が多いほど、町民の声を反映できるのではないかと思います。このことにより、小さい町だからこそ、一人一人に沿った行政執行ができるのではないかと考えております。</p> <p>3点目の兼業問題ですが、現状の松野町の人口は3800程度ですが、誰もが立候補できる権利を逸脱しているのではないのでしょうか。若い人たちの中には、「なぜ今の仕事を棒に振ってまで、議員に立候補できない。」「入札にしても今はネットで予算も公表されている状況</p>
------------------------------------	--

なのに、このような状況が続けば何も町のためにもならないし、衰退の一步をたどるだけ。」「何でこの小さい町でこれほどの制約をするのか、意味が分からない。」などの声を多数聞きます。

私が言いたいのは、凝り固まった考えは捨てて、松野町の25歳以上の方が立候補できる体制づくりに、議会と行政ともに取り組むべきではないかと思います。

町長に失礼ですが、議会の問題だと逃げないでいただき、先ほど答弁の中にありましたが、一緒に協議をしていただくというお声もいただきましたが、この一連の問題にも予算が伴うことですから、どうぞ、何とぞ、御協力をお願いしたいと思っております。

私は、12年前からこの問題を提示して参りましたが、時期早尚と言われ、何ら解決に至らなかった経緯があります。人は、立候補しようとした時が大事で、自分1人では難しいものです。

どうか町長の御尽力を賜りますようお願い申し上げ、質問を終わらせていただきます。

何かございましたら、答弁のほうよろしくお願いいいたします。

坂本町長
議 長
坂本町長

「議長」

「坂本町長」

はい。

森岡議員、切実なこれまでの経緯を踏まえて御意見だったと思います。

先ほど一般質問の答弁の中で私申し上げましたように、この3点セットですね、報酬、定数それから兼業禁止、これにつきましては、町民の間でも検討が必要だという声は大きいと私も思っております。そういった中で私の御意見は先ほど申し上げました。報酬につきましては、町民の意見を踏まえての報酬等審議会の答申が必要でございますので、そこにあげるまでにですね、是非、議員の皆さんで、今の報酬で十分なのか、あるいはもっと増やすべきなのか、まずは議会として1つの御意見を醸成していくことが大事だというふうに思っており

	<p>ます。またこれは定数についても、同じです。ただ、先ほど言いましたように、今、議員の成り手不足が叫ばれている中で、果たして10人ということになりますと3人増やして、これ本当にそれだけの立候補者がいるのかという不安もございます。そこも含めてですね、まずは議会で議論をしていただきたいというふうに思います。</p> <p>私、決して逃げるつもりはありません。議会が7人で、検討するから、町長もオブザーバーとして立会えということであれば、喜んでそのところで自分なりの意見を申し上げたいと思いますけれども、兼業も含めてですね、これはまず今の議会で議論をスタートしていただくということが私は大事だと思います。もう、後半年して、今のままの体制で選挙が終われば、また4年間先送りになってしまいます。その間に、議員が言われましたように、せっかく松野町のために働いてやろうという若い人たちが、「こんなじゃもう私たちの出番はないや。」と諦めてしまっただけでは、これは大きな損失でございますので、その点につきまして、改めて私のほうから議会に要望させていただいて、答弁とさせていただきます。</p> <p>以上で、森岡健治議員の質問を終わります。</p> <p>続いて、通告2番山下智恵議員の質問を許します。</p>
議 長	「議長3番」
3 番 山 下	「3番、山下智恵議員」
議 長	通告どおり、まちなか交流拠点事業の進捗状況について質問をいたします。
3 番 山 下	令和4年度第1回定例会にて可決されたまちなか交流拠点事業は、多世代が憩いながら交流できる拠点として、伊予銀行松丸支店跡地を購入し、地域の活性化を図るものとして、地域住民から多くの関心が寄せられました。
	購入後の用途や適切な運営方法については、主役である住民へのアンケートやワークショップなどを開いて要望を聞き、住民との意見交換をおして方向性を決めて、整備を進めていくとの説明を受けてお

<p>坂本町長 議 長 坂本町長</p>	<p>りました。</p> <p>整備スケジュールでは、今年中には意見を集約し、検討を重ねて方針を定め、具体的な運営と計画を立て、住民説明会が行われる予定であったと思いますが、今のところ、住民への働きかけがまだなされていないようです。</p> <p>伊予銀行跡地の利活用については、地域住民の期待も大きいことから、現在の進捗状況と今後のスケジュールについて説明を求めます。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>それでは山下議員の御質問、まちなか交流拠点事業の進捗状況についてお答えをいたします。</p> <p>まちなか交流拠点となる伊予銀行松丸支店の活用につきましては、当初予算の審議の際に御説明したとおり、松丸のまちなかにおいて、多世代が憩いながら交流できる拠点を整備することにより、地域の活性化、移住定住環境の向上を目指していくことを目的としております。</p> <p>またこの交流拠点施設の整備においては、その効率的な活用や適切な管理運営方法などを検討する過程におきまして、関係する多くの住民の皆様にご参加をいただきまして、行政との協働により課題解決や施策立案をしていくことを考えております。</p> <p>このように、伊予銀行松丸支店を、まちなか交流拠点施設として整備していく過程において、まず用地や建物などの不動産の取得の予算化、次に売買契約の締結とその議決、役場庁内関係部署の意見集約、そして住民への概要説明会とワークショップの開催、更にはアンケート調査などを実施して、基本的な方針を決定をいたしまして、事業化につなげていこうとしているところです。</p> <p>しかしながら、現在の進捗状況については、不動産の取得、所有権移転、役場内の意見集約までに留まっておりまして、肝心の住民への概要説明や利活用検討のためのワークショップの開催、アンケート調</p>
------------------------------	--

査などの実施には至っておりません。計画時の進捗スケジュールに対しまして遅れを生じていること、真摯に反省し、おわびを申し上げる次第であります。

今後のスケジュールに関しましては、これまで進めてきた取り組みを再度点検、検証した上で、その結果をもとに現在未実施の住民説明会の開催や、利活用検討ワークショップの実施スケジュールの再度設定やり直し、10月から12月の3ヶ月間で、できる限りの施策の練り上げに取り組んで参りたいと考えております。

なお、住民ワークショップ等での議論の結果、参加者より更に検討に時間が必要だということになれば、柔軟に対応することも考えております。

いずれにいたしましても、御指摘のとおり、遅れていることは事実でありまして、次の段階に早急に踏み出して参りたいと思っております。

今回、まちなか交流拠点事業の進捗状況について御質問をいただいたわけですが、松野町内を見渡すと、今後、遊休施設の利活用だけでなく、住民の皆様と一緒に、地元の意見や意向を最大限尊重しながら、地域の活性化に取り組むべき政策課題が数多くあると認識しております。したがって、今後の様々な施策決定の過程の中で、今回のような住民との協働という課題解決の取り組みを進めるために、どのような利害関係者に参画してもらい、どのくらいの頻度で合意形成の議論ができるのかなど、貴重な実践事例として積み重ねて参りたいと考えております。そしてこのような話合いや合意形成の過程が、住民の参加による松野町の持続的なまちづくりのきっかけとなることを目指したいと考えています。

つきましては、議員各位におかれましても、引き続き御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

3 番 山 下
議 長
3 番 山 下

「議長3番」

「3番、山下智恵議員」

ただいま説明を受けましたが、町長が答弁で言われておりましたと

	<p>おり、もう既に今年も残すところあと3ヶ月余りとなりました。</p> <p>松野町から伊予銀行が撤退していったことは、町民にとって大きなショックを与えましたが、行政がいち早く伊予銀行と交渉した結果、支店と社宅の両方購入できたことは評価できますし、私も大変安心いたしました。</p> <p>その跡地を、松野町民の住民福祉や地域の活性化に役立てるというこの本事業は、松野町にとって絶対に必要であると議会も判断し、可決された事業であります。</p> <p>理事者も十分御理解いただいておりますが、1日も早く今までの遅れを取り戻していただきまして、住民主役の適切な運営がなされるよう御尽力をお願いいたしまして、質問を終わります。</p>
坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	はい。
	御指摘のとおりでございます。
	議員の御意見、しっかりと受け止めまして、1日も早くこの住民の皆さんと協議を開始して、住民の皆様にご喜ばれるそして地域のためになる施設、まちなか交流拠点として生まれ変わるようにしたいと思いますので、今後とも御指導よろしくをお願いいたします。
議長	以上で、山下智恵議員の質問を終わり、これで一般質問を終わります。
議長	日程第4 報告第8号「専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について）」を議題とします。
	町長に報告を求めます。
坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	それでは報告第8号「専決処分の報告について」説明を申し上げます。
	本案は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において

	<p>指定されている町長の専決処分事項について、令和4年8月18日付で専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものがあります。</p> <p>内容は、令和2年議案第45号により議決をいただきました松野町新庁舎及び防災拠点施設建設工事請負契約の請負代金額について、1千50万7千円を増額し、変更後の請負代金額を16億6千323万円とする変更契約を締結したものであります。</p> <p>増額の主な理由は、外構工事中における来庁者駐車場の確保を優先したことに伴う工期の延長ほか、旧庁舎解体に係るコミュニティセンター外壁改修工事範囲の追加や外構に係る階段、スロープの手すり増設などによるものです。</p> <p>以上、御報告申し上げます。</p>
議 長	<p>これから、本報告に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>以上で、報告第8号の報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第5 報告第9号「松野町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。</p> <p>町長に報告を求めます。</p>
坂 本 町 長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>それでは報告第9号「松野町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づくものでありまして、同法第3条の規定により、健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を、また同法第22条の規定により、資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するものであります。</p> <p>令和3年度決算における本町の健全化判断比率は、まず実質赤字比</p>

率では、一般会計及び住宅新築資金等貸付け事業特別会計に係る実質収支額の合計額が対象となりますが、黒字であることから、比率の算定はなく、また、連結実質赤字比率につきましても、本町の全ての会計に係る実質収支額の合計額が黒字であることから、比率の算定はされておられません。

次に、町の恒常的な年間収入のうち、借入金の返済やこれに準ずる返済に充てている割合を示す実質公債費比率は5.6%で、令和2年度の5.2%と比較いたしますと、0.4ポイント悪化した結果となりました。

悪化の主な原因は、近年、中学校建設事業をはじめ、宇和島地区広域事務組合における熱回収施設建設事業等の大型事業のほか、まち・ひと・しごと創生総合戦略ほか、地方創生に対応した各種事業の実施に伴う財源として多額の地方債を発行しており、起債の償還金が、前年度比7千879万円17.9%増となったことなどが影響をしております。

なお数値は悪化しているものの、この数値は、早期健全化基準である25%以下となっており、また県内20市町のうち、上位から6番目となっております。

次に、町の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の残額が、町の経常的な年間収入の何年分に相当するのかを示す将来負担比率は31.3%で、県内20市町のうち11番目となっております。

早期健全化基準である350%以下ではありますが、令和2年度の4.6%と比較すると26.7ポイント悪化しております。

主な要因は、平成24年度以降の大型建設事業のほか、町の最重要課題であり、今般、外構整備等を含み、全ての工事が完了となりました新庁舎及び防災拠点施設建設事業の財源として、多額の地方債を発行したことにより地方債現在高が増加したことなどによるものです。

最後に、公営企業会計である簡易水道特別会計が対象となる資金不足比率は、実質収支額が黒字であり、資金不足額がないため比率の算

<p>議 長</p>	<p>定はされておられません。</p> <p>令和3年度決算では、いずれの指標も早期健全化基準内ではありますが、今後においては、これまで以上に事業の緊急性等を考慮し、普通建設事業を厳選するなど、引き続き行財政改革を徹底し、理事者並びに職員が一丸となって、財政の健全化に努める所存であります。</p> <p>今後とも引き続き御指導を賜りますようお願い申し上げます、健全化判断比率及び資金不足比率の報告といたします。</p> <p>これから、本報告に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>以上で、報告第9号の報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>三好教育長</p> <p>議 長</p> <p>三好教育長</p>	<p>日程第6 報告第10号「松野町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について」を議題とします。</p> <p>教育長に報告を求めます。</p> <p>「議長」</p> <p>「三好教育長」</p>
<p>三好教育長</p>	<p>報告第10号「松野町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について」説明をいたします。</p> <p>報告書の1ページをご覧ください。</p> <p>この報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき実施するものです。</p> <p>お配りした資料は、教育委員会事務局が令和3年度に実施した事務について自己評価した結果を、外部の評価委員会が点検評価し、報告書としてまとめたものです。</p> <p>評価委員には眞田容子氏、長谷信昭氏、加藤仁美氏、吉本純二氏の4名に当たっていただき、7月25日を皮切りに、計3回の委員会を開催いたしました。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>評価対象事務を7つに分け、それぞれについて、教育委員会事務局</p>

		<p>が自己評価した結果を中央に文章で記載しています。</p> <p>右端が、第三者である評価委員会に点検評価していただいた結果です。評価基準は、1 ページの 2 に示しています 4 段階としました。御意見をいただいた内容については文章で記載しています。</p> <p>詳細については、後ほどお目通し願います。</p> <p>再度 1 ページをご覧ください。</p> <p>最下段に評価の総括をしていただきました。3 行目から読み上げます。</p> <p>『コロナ禍にありながら、「ふるさと松野を守り育てることのできる子どもを育む」という基本理念に基づき着実に事業が推進されています。特にさまざまな教育活動において、まちの課題解決に向けた取組が実践され、成果が上がっており評価できます。』</p> <p>以上でございます。</p> <p>最後に、4 名の評価委員の皆様にご心より感謝をし、御礼を申し上げますとともに、御指摘をいただきました貴重な御提言等は、今後の教育行政に積極的に反映させ、事務の改善、充実に努めて参りますことをお誓い申し上げます、報告といたします。</p>
議	長	<p>これから、本報告に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>以上で、報告第 10 号の報告を終わります。</p>
議	長	<p>日程第 7 議案第 67 号「松野町議会議員及び松野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	<p>それでは議案第 67 号「松野町議会議員及び松野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」提案理由を</p>

		御説明申し上げます。
		<p>本案は、令和4年4月6日に公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布施行され、選挙公営制度の見直しが行われ、以後の選挙において適用されることになったため、関連する部分を改正するものであります。</p> <p>公職選挙法においては、選挙区分ごとに選挙費用の一部を国並びに地方自治体が負担する制度が定められておりますが、この度の改正では、最近における物価の変動等に鑑み、選挙運動用自動車に係る経費及び、選挙運動用ポスター等作成に要する経費に係る限度額をそれぞれ引き上げるものです。</p> <p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	長	これから、本案に対する質疑を行います。
		(質疑 ～ なし)
議	長	質疑なしと認めます。
		お諮りします。
		ただいま議題となっております議案第67号は、即決したいと思っております。
		御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、議案第67号は即決することに決定しました。
		続いて、本案に対する討論を行います。
		まず、原案に反対者の発言を許します。
		(反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。
		(賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。
		これから、議案第67号を採決します。

議 長	<p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第67号「松野町議会議員及び松野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第8 議案第68号「職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂 本 町 長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>それでは議案第68号「職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置のうち、未施行分につきまして、令和4年10月1日から施行されることに伴い、国に準じて同様の措置を講じ子育て支援の充実強化を図るものです。</p> <p>具体的には、育児休業の取得回数の制限緩和、会計年度任用職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和、同じく1歳以降の育児休業の取得の柔軟化などが改正点となっております。関係する条文の改正、追加を行うものであります。</p> <p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第68号は、即決したいと思います。</p>

	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第68号は、即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第68号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第68号「職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第9 議案第69号「松野町温泉源泉使用条例の制定について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
<p>坂本町 長</p>	<p>「議長」</p>
<p>議 長</p>	<p>「坂本町長」</p>
<p>坂本町 長</p>	<p>それでは議案第69号「松野町温泉源泉使用条例の制定について」提案理由を申し上げます。</p> <p>平成7年度に、当時整備中であった河川公園施設、現道の駅虹の森公園まつのの工事区域におきまして、水源確保のためのボーリング調査をしたところ、湧出した地下水が低張性弱アルカリ性冷鉱泉であったことから、温泉採取権を取得し、大門温泉として、森の国ぽっぽ温泉等で利用をしてきたところです。</p> <p>今回制定をいたします松野町温泉源泉使用条例の内容は、この大門</p>

温泉から湧出する源泉水を、森の国ぽっぽ温泉での必要量を確保した上で、自己の施設での入浴に利用したい旅館業や宿泊業に営む事業者に供給することを可能とするもので、対価として1000リットル当たり160円の使用料を設定しております。

その1番の目的は、観光やビジネスで全国から来訪する宿泊客等に対し、源泉水を供給する事業者と本町が連携して観光交流事業の振興に取り組む、言わばきっかけ作りとするためであり、具体的には、宿泊施設内での松野町のPR動画の放映や当該施設のホームページ等での情報発信、施設での宿泊と本町での体験プログラム等の旅行商品の造成など、本町への集客力の向上につながる新たな手段の確保になると考えております。

今後、ウィズコロナが定着する中で、マイクロツーリズムの需要拡大やインバウンドの回復などが見込まれ、観光交流産業も価値観やニーズの変化が加速していくことが予想され、この流れをしっかりと受け止めなければなりません。そのためにも、より多くの事業者と本町とが連携し、双方がそれぞれの得意分野で役割を分担し、効果的な情報発信と誘客促進を図りながら、利用したい施設、訪れたいまちとして選ばれるように努めて参りたいと考えます。

本条例の趣旨である、松野町の有する資源を利用して、多くの民間事業者と連携をしながら、観光まちづくりを推進する、このことにつきまして、今後も積極的に展開をしていく所存でありますので、議員各位におかれましては、パートナーとなる可能性のある事業者等を御存じであれば情報提供をいただくなど、より一層の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、よろしく御審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議

長

これから、本案に対する質疑を行います。

(質疑 ～ なし)

議

長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

議 長	<p>ただいま議題となっております議案第69号は、即決したいと思えます。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
議 長	<p>したがって、議案第69号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第69号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第69号「松野町温泉源泉使用条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。(10:24)</p> <p>(休憩 10:24 ～ 再会 10:39)</p>
議 長	<p>日程第10 議案第70号「令和4年度松野町一般会計補正予算(第3号)」を議題とします。(10:39)</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町 長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂本町 長	<p>それでは議案第70号「令和4年度松野町一般会計補正予算(第3号)」につきまして、提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>今回提案いたします補正予算は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止を図ることを目的に、ワクチン接種を円滑に実施するための経費</p>

や、町内の高齢者福祉施設等に対して、自主検査を行うための経費に係る補助金を追加するほか、道の駅虹の森公園まつのの更なる集客力向上を目指して、新たにパン工房を整備するための事業費等、急を要する諸事業の補正を中心に編成をしております。

歳入歳出予算の補正額は、8千465万5千円の追加で、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ44億4千568万6千円にしようとするものであります。

それでは、歳出補正予算につきまして説明申し上げます。

2款総務費では、交通安全対策費に、長年にわたり松丸部落から要望のありました地域内の街路灯のLED化を図るもので、平成初期頃に商工会が事業主体となり、景観に配慮して整備した街路灯のうち、役場前の町道松丸中央線及び松丸上通り線にある32基の更新に対し、街路灯LED等推進モデル事業として、事業主体である松丸部落に対する街路灯設置費補助金192万円を追加しております。

3款民生費では、老人福祉費に、新型コロナウイルス感染拡大及び重症化を予防するため、町内に所在する高齢者福祉施設及び障がい福祉施設等が、施設の職員及び利用者等を対象に、抗原検査を行うための経費を補助する、高齢者福祉施設等新型コロナウイルス感染症検査費用補助金912万円を追加するほか、児童福祉総務費には、令和3年度に国の施策に基づき、子育て世帯への経済的支援対策として実施した、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金の確定に伴い、前年度の国庫補助金の精算に伴う予算措置として、償還金利子及び割引料に、返還金60万2千円を計上しております。

次に、4款衛生費では、保健衛生費に新型コロナウイルス感染症予防及び拡大防止を図ることを目的に、5回目となる新型コロナウイルスワクチン接種を実施するための経費として、新型コロナウイルス接種委託料をはじめ、予約管理委託料、ワクチン接種休日分委託料、需用費等合計で1千585万7千円を追加するほか、医師住宅の改修事業費に対する中央診療所繰出金1千61万5千円を追加しておりま

<p>議 長 5 番 森 岡 議 長 5 番 森 岡</p>	<p>す。</p> <p>7 款商工費では、観光費に、道の駅虹の森公園まつの更なる集客力を図ることを目的に、新たにパン工房を整備するため、工事請負費、備品購入費等合計で2千858万4千円を計上しております。</p> <p>更に、森の国ぽっぽ温泉については、平成14年10月の施設整備から約20年が経過し、平成27年の一部改修からも約7年が経過しておりまして、随所に経年劣化等による改修を必要とする箇所が多く見受けられるため、内外装をはじめ、サウナ、露天風呂等、総合的な改修が必要となっていることから、施設の大規模改修に係る実施設計委託料308万円を追加するほか、現在、温泉に設置している排煙除去装置が使用不能となっており、薪ボイラーに支障をきたしていることから、更新するための経費として、設計監理委託料及び工事請負費合計で、1千487万7千円を計上しております。</p> <p>これらの歳出予算に対応いたします歳入予算としましては、14款国庫支出金1千702万7千円、15款県支出金795万円、18款繰入金のうちふるさと応援基金繰入金218万4千円、20款諸収入1千487万7千円、21款町債のうち、過疎対策事業債2千940万円を追加する一方、臨時財政対策債を発行可能額の確定により823万7千円減額をいたしまして、最終の財源調整として10款地方交付税2千145万4千円を追加しております。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>「議長5番」</p> <p>「5番、森岡健治議員」</p> <p>2点ばかりお尋ねいたします。</p> <p>まず、虹の森公園でパン製造販売事業、予算化ということですが、虹の森公園は、松野町の玄関口として、また農産物をはじめとする地域産品を扱うかごもり市場においても、地域の重要な地産販売の</p>
--	---

機能として中心的な役割を持っておりますが、これまで虹の森公園での取り組みに苦言を申し上げることもありました。虹の森公園、株式会社まちづくり松野の挑戦を全面的に否定するものではなかったように考えております。

今回、パンの製造販売事業を始めるとのことですが、着眼や発想を否定するものではなく、その過程の中で、町内へどれだけ目を向けられたのか、配慮があったのか、はたまた疑問に感じるところであります。

圏域でも屈指の福祉のまちづくりを実行している松野町には、高齢者をはじめ、障害者を支援する施設も身近なところになっておるその中で、パンの製造販売は障害者の就労支援の核となっております。多くの障害者が利用しているだけでなく、町内外でパンの購入をしている人たちからも、温かい関係性の中で支援をいただいている実態があります。

町政の基本方針でも、健やかで生きがいに満ちた“森の国”として1番の項目に健康福祉を掲げられているが、今回提案された事業を検討するに当たり、どの程度配慮をなされたのか、まず1点目の質問をお尋ねいたします。

坂本町長
議 長
坂本町長

「議長」

「坂本町長」

はい。

このパン工房につきましては、虹の森公園で、1番その集客が見込めるスペースが、現在自主的に遊休になっているということ、これを何とか私のほうも社長という立場から、活用するように、現場のほうに指示をしていたわけですが、この度、現場を含めまして、是非パンで活路を見出したいという提案がありましたので、私としましても大変喜んでいらっしゃるところでございます。

この点につきまして御指摘のとおり、町内には、フレンドまつのさんがパンを作っておられますし、また目黒の森とパン、そして上家地

のこもれば庵、幾つか同業者がいらっしゃいます。この方たちとですね、同じパイの取り合いをしては競合になりますので、これは私も避けなければならないというふうに思っております、今御指摘のありました福祉施設の就労の場としてのパン作りにつきましては、理事長さんとお話を直接さしていただきまして、交通整理と申しますか、やはりあの福祉施設につきましては、いわゆるその外売りが中心であるということで、虹の森の販売とはバッティングをしないということで、また商品構成自体も、お互いこう、なるべくこうバッティングしないように配慮しながら、逆にですね、松野町がそのパンの町、ベーカリーの町としてPRできるように、これは森とパン、それからこもれば庵も含めて、お互いにキャンペーンを打ったり、あるいはコマーシャルをしたりということで協力できるのではないかと、その点につきましては、現場の支配人を通じて、それぞれの事業所に御説明に行き、それから今後の協力体制につきましても、お願いを申し上げているところでございます。

5 番 森 岡
議 長

「議長5番」

「5番、森岡健治議員」

5 番 森 岡

話合いは、なされてるのは理解できましたが、業者同士がやはり切磋琢磨できる体制を、この施設だけでなく、ほかの店舗業者との配慮をなされて、お互いが売上げに貢献できるように指導、指導と申しますか、取り組みをしていただきたいと要請とします。

またもう1点はジェラートっていう、機械、整備がされましたが、これもそのままになっております。この辺もパンとか、そういうものと合わせて、この際使うていく、高額な金額を投資して設備を設けたわけですから、それを寝むらした状態には置かないように、この辺取り組んでいただきたらと思います。

それと、もう1点は、ぽっぽ温泉の排煙除去装置の件についてですが、少しメーカーさんが日本に1社2社しかないという話は聞いてますが、やはりこの辺については、もっと危険性のある、いわゆるこの

	<p>消防法でも、やはりこれは問題になるんじゃないかなと僕は思いますが、煙突の点検整備、この辺がやはり細かくできるものにしとかなないと、幾ら全協のほうで説明ありましたが、ステンレス製にしても、本体そのものが加熱してかなり高温になってくる。そうなった時に、ほかに影響が出てくるんじゃないかなという心配もありますんで、その辺はよく検討し、進めていっていただきたい、今後の点検事項も増やし、日々毎日のように点検しないといけない項目とか、いろんなところありますんで、その辺を私のほうから要請しておきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
坂本町長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂本町長	はい。
	<p>1点目のパン工房につきまして、ジェラートのショーケースも含めまして、活用考えていきたいと思います。</p> <p>また2点目のぼっぼ温泉につきましては、大変これ結果的に火災を引き起こすような事態になりまして、申し訳なく思っております。</p> <p>この点につきまして、最大の原因であります点検が不足していたということ、ことにつきましては現場と打合せをしまして指定管理者と打合せをしまして、これからその頻度を増やすなど、定期的にメンテナンスをしていきたいと思っておりますし、またどうしても専門的な知見が不足しがちでございますので、メーカーや関係者とも消防の関係者とも御相談をしながら、運営をしていきたいというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
7番赤松	「議長7番」
議 長	「7番、赤松紀幸議員」
7番赤松	道の駅の虹の森公園のパン工房について、お聞きしたいと思っております。
	<p>今ほど森岡議員からも質問がありましたので、重複することもある</p>

かもしれませんが、御了承いただいたらと思います。

現在コロナ禍や原油価格、物価高騰等による影響を受け、厳しい社会経済状況の中にあリまして、虹の森公園まつのでは、西日本豪雨前の平成29年度前の売上げ実績額1億6千800万余りに戻すために、現状では、運営だけでは非常に厳しいということから、今回、実績の上がない旧フードコーナー、キッズコーナーを活用して、ベーカリーショップ、パン工房を運営したい。そのために基本的な考え方として、1つには、新規事業によって、おさかな館のファミリー層などを取り入れ、幅広い年代層を確保していきたい。2つ目に顧客として、新たに鬼北町、三間町、西土佐村、梶原村のエリアの方に利用を広げていきたい。それから3点目に、導入商品、店舗デザイン、衛生面等で、松野の顔となるような取り組みをしていきたい。それから4点目に、継続的な収益を生み出す施設、仕組みを目指していきたい。それから5点目に、一過性の取り組みではなく、業界のトップ企業の指導を継続的に受け、全社員が継続的にトップセールを行えるような仕組みを作って、ほかの道の駅との差別化を図って参りたい。との御説明を受けているところでございます。

それは現状を何とか打開し、近隣に誇れるパン工房を作って、何とか地域の賑わいを創出していきたいとの強い思いと、意欲が伝わる立派な事業計画ではありますが、1つ今心配事、点につきましては、今ほど、森岡議員のほうから質疑がありましたが、そういう心配もありますが、この内容は大いに賛同できる計画であると思っております。

そこでお聞きしますが、この事業計画を策定するに当たって、ふるさと創生課を中心に、十二分に研究検討を重ねてこられたと思いますが、新規に経営を行う事業では、特に事業企画をする町とそれを管理する指定管理者のまちづくり松野とでどのような協力連携を図って、計画を練ってこられたのか、これまでの経過をお聞かせ願いたい。

またもう1点あるんですが、また事業スケジュールでは、予算が成立すれば10月から大事な人材募集、そして事前研修、スタッフ研修

	<p>などを計画されておりますが、その経費等については、どのように考えられているのかお伺いをいたします。</p>
坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	<p>2点につきまして、ふるさと創生課長のほうから御答弁いたします。</p>
井上ふるさと創生課長	「議長」
議長	「井上課長」
井上ふるさと創生課長	<p>はい。</p> <p>赤松議員さんの御質問に答弁をさせていただきます。</p> <p>2点の御質問いただいたと思うのですが、まず第1点目、本事業を計画検討するに当たって、指定管理者とのどのように係わりを持ってきたかという点について、御説明申し上げます。</p> <p>現在、株式会社まちづくり松野とは、必死になって当然のことなんです。経営改善に努めて参っておるところです。</p> <p>私も、ふるさと創生課に入って2年目になるのですが、まず1番最初にやらしていただいたのが、昨年の10月になるんですが、専務の招へい、専務取締役の招へいでございます。</p> <p>以降、全社員専務を中心に、ガバナンスの強化、売れる体制、売上げのアップ、そして1番大事なところで、売上げを上げるだけでなく、損益を意識して利益を残していくところを、ふるさと創生課、まちづくり松野と常に会話をしながら、取り組みを始めたところなんです。</p> <p>具体的には、まずは、毎週の売上げのチェック、このあたりは社長も含めて、社長である町長も含めて、毎週月曜日に、定例の会を必ず持つていくというようにしております。その中で、売上げの伸びが悪い場合は、それに対する対応をどうとっていくか、どうやって売上げを伸ばしていくか、こういった内容を常々お話をしているところなんです。</p> <p>そういった過程の中で、社長より、社長である町長より、かねてより</p>

レストランとかごもり市場の間のスペース、こちらの活用策についてこちらを最重要課題としても捉えてほしいと、いうところを宿題としていただいたところです。

その中で、もうこれはふるさと創生課だけで考えていくっていう問題ではなく、まちづくり松野の社員一同、専務を中心に社員一同、そしてふるさと創生課ともに何がいかっていうのを徹底的にリサーチをしていくということをさせていただきました。

その中で、松野町であつたらいいもの、そしてこの沿線であつたらいいもの、そして松野町、道の駅虹の森公園おさかな館に来ているお客様の年齢層とか形態、こういったものを分析をしまして、ベーカリーというところに行き着いた結果です。

その後、じゃあベーカリーをするならどのようにやっていくのが適切かと、最適かというところで、近隣の道の駅、産直市場をはじめ、遠くは岡山の産直市場まで、ずっと探して回って参りました。その探していく中で、先にやられているお店のスタッフの方、経営陣の方といろいろお話をさしていただいて、売上げとか人員構成はどのようにしているか、研修とかパンの焼き方はどうしているのか、いろいろ聞いていきました。そういった中で、予想値での事業の売上げ、そして事業の損益、そういったものを探って参ったところでございます。

そういったところで、ふるさと創生課だけで考えるのは到底困難でございますので、現場サイド、そして役場ともに一緒にこれまで考えてきて、この事業計画を練ってきたところでございます。

何とぞ御理解のほういただければと思います。

次に第2点で、事業実施スケジュール、そして人材育成、人材確保、この点についてでございますが、事業実施スケジュールや人材の研修ですね、パンを焼くための研修、こちらについては、後で御説明しますが、まず第1点目は、やはり人材の確保でございます。現在、こ延べカリーを立ち上げるに当たりまして4名程度、人材を確保していきたいなと考えております。

ほぼ年頭の1月1日除いて、毎日営業して参りますので、シフトも組んで参らなくてはなりません。朝も、今の予定では6時半からパンを焼く、焼き始め14時までパンを焼くと、で、営業のほうは16時までやっていくってという計画を立てているのですが、それに見合った人材確保4名を予定しております。

これから、第1に頑張っていけないけんところとしては、人材を確保していくというところはですね、現場の虹の森公園はじめ、様々なところに、いろいろな情報を集めていくと、いろいろな機関の求人情報で対応していくというところでございますので、議員各位の皆様におかれましても、何か情報ございましたら、是非とも御協力のほう、切にお願いしたいところでございます。

次に、スケジュールとパンを焼くための研修のことについてなんですが、この事業計画を練るに当たって、先ほど申しあげましたように、いろいろなところの道の駅、そして産直市場を視察して参りました。その中で、いろいろとヒントを与えていただきました。スケジュールに関しましては、いろいろなところのヒアリングから、このスケジュール感でできるぞということを導いております。

肝心の人材の研修なんですが、こちらのほうは、費用は、当然事業をやっていく株式会社まちづくり松野のほうで負担をいたします。

これは、ベーカリーを経営していく営業していくための経費でございますので、まちづくり松野のほうで負担をいたします。

で、パンを焼く研修先なんですが、こちらのほうはですね、これから大手パンメーカーさんといろいろと情報収集、そして内容をつめていきながら、パンを焼く研修を受入れていただくようお願いをして参りたいと思っております。

具体的には、大阪にそういった研修する場所がございますので、そちらへの派遣、予算化していただき、お認めいただきましたら、そういったところに、これから働きかけをしていくと考えております。

また、1回、最初に導入の初めの研修だけでは発展性ございません

	<p>し、持続的にベーカリーの衛生管理であるとか新商品の開発、こういったものも必要でございますので、こちらについての研修もですね、そういったメーカーさんとタッグを組ましていただきまして、近くにある、なるべく近くにあるような工場とかに、実際に入らせていただいて、そういったパンの新しいレシピであるとか、衛生管理の面であるとか、そういったものの研修を継続的にして参りたいと考えているところです。</p> <p>以上、御質問に対する、お答えをさせていただきます。</p>
7 番 赤 松	「議長 7 番」
議 長	「7 番、赤松紀幸議員」
7 番 赤 松	<p>大変詳細に説明をいただきまして、パン工房の全ぼうがよく分ったわけでございますが、そこで次、このことについては是非町長にお伺いをしたいんですが、本町におきましては、今まで、河川公園施設をはじめ農林公社、ぽっぽ温泉、そして滑床観光施設など、経営が伴う施設の指定管理の運営を数多く手がけてきましたが、オープン当初の数年は、黒字経営ができて、継続して収益を生み出すことはなかなか難しいことであったと思います。</p> <p>現在、町長は、まちづくり松野と農林公社の社長職を兼務いただき、大変御苦勞をおかけしておりますが、施設の設置者である町長という立場と施設の管理を町から委託され、適正円滑に管理をしなければならぬ社長との両方の職責を経験された方は、あまりおられないと思いますが、町長に、これらの貴重な体験を踏まえて、指定管理施設の運営に対する考え、思いをお聞かせ願ったらと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	<p>はい。</p> <p>松野町が観光交流事業を、まちづくりのメイン事業として位置づけて、もうこれ半世紀以上の歴史があるわけでございます。</p>

そういった中でいろんな観光施設を作ってきて、当初は、かなり話題性もありましたし、経営も順調だったんですが、老朽化、それからマンネリ化ということで、厳しい運営を強いられている施設も現在ございます。

そういった中でですね、私が常々考えておりますことは、まず民間がやれることであれば、民間にやっていただく、これが1番だと思います。そういった思いから、非常に厳しい決断にはなりましたが、森の国ホテル、森の国ロッジにつきましては、民間に譲渡をするということで、コロナ禍の影響もあって、まだホテルは稼働できておりませんが、森の国ロッジ、そしてそのロッジの運営に伴いましていろんなまちづくりを、その譲渡先の民間企業がやっていただくということで、これは大変ありがたいと思っております。

一方で、道の駅虹の森公園につきましてはですね、やっぱり町民の皆さんとの関わりが非常に多い、農林業に対する関わり方も多いということで、これは、やはり指定管理で、町がバックアップをしながらやるべきだということで、今現在に至っているわけでございます。

これは、ぽっぽ温泉もそれから農林公社も同様でございますけれども、非常に町長と社長という立場、二足のわらじで苦慮しているところでございますが、1つの形として、今の虹の森公園まつの、もちろん、町長として、私が社長として、全責任を持たなければなりませんけれども、現場の総指揮につきましては、雇用しました総支配人がしっかりやっていただいています。この形で、私はある程度この虹の森公園まつのにつきましては、運営を続けていきたいと思っております。

お互い、私は行政のことは多少分かりますけれども、民間の経営のことににつきましては、なかなか知恵が回りません。一方で、今の支配人につきましては、行政の仕組みとかいうのは余りこれまで携わったことはないんですけれども、もうこれまでのデパートでの勤め、そして道の駅での前任地での活躍ぶり、そういったことから、私はしっか

り任せていける人材だというふうに思っておりますので、こういった形をですね、是非、続けていきたいと思っております。

農林公社につきましてはですね、なかなか私も人材、そういった人材を探しているんですが、今のところ見当たりません。

これは、なるべくそういった人材、社長になるならんは別にして、現場をしっかり指揮していただく、そういった人材を、これからも引き続き見つけていきたいと思っております。

過疎地、中山間地域におきまして、行政の果たす役割は、本当に都会とは比べ物にならないぐらい大きいし、町民の期待も大きいと思います。そういったところでですね、私は民間と行政の役割分担をしっかりとしながら、その中で行政がやらなければならないこと、これは、本当にしっかりとやらなければ、これから松野町を存続していく上で大変なことになってしまうという危機感を持ってやっております。

そういった意味で、全国の事例を見ながら、私も先月ですか、奈良県のほうで、人口1000人余りの小さな村で、しっかりとそういった村民のニーズを捉えてですね、行政の役割を果たしていく。その行政の役割というのは、通常都会では考えられないぐらい広い範囲の、例えば、福祉の部分でも産業の部分でも文化の部分でも、幅広くやっておられました。そういったところも見習いながらですね、この松野町のこういった観光産業の歴史をですね、滞らせることがないように努めて参りたいと思っておりますので、議員の皆様のご指導、御支援をこれからもよろしくお願いをいたします。

7 番 赤 松
議 長

「議長7番」

「7番、赤松紀幸議員」

7 番 赤 松

はい。

大変、あの有意義な話を聞かしていただいたわけですが、大変、二足のわらじ、大変と思いますが、引き続き頑張ってくださいと思います。

今の話を聞かせてもらって思うことは、やはり行政と、それから指

	<p>定管理者であるその施設と、やはりお互いが連携をして、お互いの目標、それを共有しながら、努力していくことが1番の基本ではないかと思ひます。それには、当然、その従業員の方々の協力もいるわけですが、その従業員の方々も目標をしっかりと理解をしていただひて、責任と意欲を持った従業員になっていただひくということで頑張っただひいただひたら、今から目指そうとしているパン工房も、皆様から良ひものを作ったと言っただひくような施設になるんではないかと思ひますので、大いに期待しております。</p> <p>頑張っただひさい。</p> <p>以上で質問を終わります。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>ただいま議題となつております議案第70号は、即決したいと思ひます。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	<p>長 異議なしと認めます。</p> <p>したがつて、議案第70号は即決することに決定しました。</p> <p>続ひて、本案に対する討論を行ひます。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	<p>長 次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	<p>長 討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第70号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	<p>長 起立全員です。</p> <p>したがつて、議案第70号「令和4年度松野町一般会計補正予算第3号」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>

議	長	<p>日程第11 議案第71号「令和4年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	<p>それでは議案第71号「令和4年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第2号）」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。</p> <p>歳入歳出予算の補正額は、1千61万5千円の追加で、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億5千131万4千円にしようとするものであります。</p> <p>歳出補正予算の内容は、3款施設整備費に、建設から27年が経過し、経年劣化により老朽化が著しい医師住宅のうち、西側の住宅1棟分につきまして、建具工事ほか、内装、電気設備、給排水設備、庭園等の改修を行うための実施設計委託料29万7千円、工事請負費1千31万8千円を計上しております。</p> <p>これらに対応する歳入補正予算としましては、6款繰入金のうち一般会計繰入金1千61万5千円を追加しております。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>（質疑 ～ なし）</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第71号は、即決したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議	長	異議なしと認めます。

議 長	<p>したがって、議案第71号は、即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第71号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第71号「令和4年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第12 議案第72号「令和4年度松野町介護保険特別会計補正予算第1号」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂本町長	<p>それでは議案第72号「令和4年度松野町介護保険特別会計補正予算(第1号)」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。</p> <p>歳入歳出予算の補正額は、2千638万3千円の追加で、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ7億7千838万3千円にしようとするものであります。</p> <p>歳出補正予算の内容は、5款基金積立金に、前年度繰越金を財源とする介護保険介護給付費準備基金積立金1千825万9千円を追加するほか、7款諸支出金に、前年度の国庫負担金等の精算に伴う予算措置として、償還金利子及び割引料に、返還金812万4千円を追加しております。</p>

		<p>これに対応する歳入予算としては、1款保険料4千円のほか、8款繰越金2千637万9千円を追加しております。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第72号は、即決したいと思っております。</p>
議	長	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第72号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第72号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第72号「令和4年度松野町介護保険特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第13 認定第1号「令和3年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」以下、日程番号の順を追い、日程第19 認定第7号「令和3年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算</p>

の認定について」までの7議案を一括議題とします。

決算審議の要領については、お手元に配布しております決算審議要領のとおりです。

御確認をお願いします。

それでは、まず町長に、一括して7会計の決算の提案 理由の説明を求めます。

坂 本 町 長

「議長」

議

長

「坂本町長」

坂 本 町 長

それでは認定第1号「令和3年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第7号「令和3年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」まで、合わせて7会計の決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

本日認定に付します決算は、一般会計で歳入総額5億5千793万5千199円、歳出総額5億3千497万6千899円であり、特別会計を合わせた7会計の決算額は、歳入総額7億4千625万6千160円、歳出総額7億1千625万1千522円となっております。

これらの業務執行状況や会計証拠書類等の決算の内容につきましては、地方自治法の規定によりまして、監査委員の審査に付したところでございます。榎本、山下両監査委員におかれましては、去る7月1日から8月26日までの長期間にわたり、詳細かつ厳正に審査を実施いただき、その御尽力と御労苦に対し、深甚なる敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

審査結果につきましては、決算審査意見書にまとめられておりますが、審査を通しての御意見や指摘事項については、十分な検討を行い、速やかに対応して参りたいと考えております。

さて、各種施策については、「小さな町の大きな挑戦」を町政の基本方針に掲げ、「住民が主役、地域が舞台のまちづくり」、「初心を忘れず、改革を恐れず」、「価値観の変化に迅速かつ柔軟な対応を」この3項目を施策推進のスタンスとして、本町が抱える様々な諸課題に全

力で取り組んで参りました。

令和3年度の決算状況は、別冊決算書と主要施策の成果説明書のとおりでございますが、私からは、主な決算状況と成果を中心に御説明申し上げます。

まず、一般会計では、町民との協働のまちづくり、防災交流拠点の充実、強化を図るための新庁舎及び防災拠点施設建設事業や新型コロナウイルス感染防止対策と経済の回復を両立していくための各種施策の推進により、本町発足後、最大規模の決算額となり、決算収支は2億7千643万7千510円の黒字決算であります。

主要財源である地方交付税のうち普通交付税は、起債の償還金の増加に伴う公債費算入額の増加をはじめ、新たな歳出需要のための地域デジタル社会推進費や臨時経済対策費、臨時財政対策債償還基金費が創設されたことに加え、地方団体が地域社会の維持、再生に取り組むための地域社会再生事業費や地方創生に対応したまち・ひと・しごと創生事業費についても、継続して措置されたことなどにより増収となり、特別交付税についても、地域おこし協力隊事業等特殊財政事情に伴う、一般財源所要額の増加などにより増収となっております。

昨年度に引き続き財源不足額に対する財政調整基金の取崩しが不要となったことなどから、実質単年度収支は、2億1千530万7千777円の黒字となっております。

それでは、ここで令和3年度の予算執行を振り返り、重点施策の主な成果について、一般会計を中心に御説明申し上げます。

まず、「健やかで生きがいに満ちた“森の国”」では、町民誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしと健康で自立した生活が送れるように、地域包括ケアシステムの更なる深化、推進に取り組んでおります。

特に令和3年度には、新型コロナウイルスワクチン接種の計画的な実施及び予防対策の継続、強化など、感染症予防対策を重点的に実施をしております。

そして、地域包括ケアにおける医療の中核である中央診療所は、看護師の増員や医療機器の整備など、医療環境の充実を図り、町民に一番身近な医療機関として、安心して受診や入院をしていただける体制づくりに取り組んで参りました。

また、介護事業の担い手が不足し、町内事業者の訪問型サービスの維持が難しくなる中で、事業者への費用助成制度を創出し、長期的な介護環境の保全施策を行っております。

次に、「賑わいと活気にあふれた“森の国”」では、農林業や商工業、観光業の活性化に取り組んでおります。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が減少している中小企業者に対して事業継続支援補助金を交付したほか、酒類を提供する飲食店に営業時間短縮等協力補助金を交付するなど、町内事業者に対する新型コロナウイルス感染症対策を積極的に取り組んで参りました。

また、観光施設の充実により交流人口の増加を図るため、滑床キャンプ場に炊飯棟などを整備するほか、虹の森公園森の国ファームにバーベキューをはじめ、多目的なイベントが実施可能な集客施設を整備しております。

更に、町内の複数の事業者の仕事を組み合わせることで年間を通じた仕事を創出し、それぞれの地域事業者に人材を派遣することを目的とした特定地域づくり事業協同組合を立ち上げ、移住しやすい環境づくりに取り組んでおります。

農業振興施策では、有害鳥獣対策に引き続き積極的に取り組んでおりますが、平成25年に設立し、町と連携して有害鳥獣対策に取り組んでいただいているNPO法人森の息吹が、鳥獣対策優良活動表彰の捕獲鳥獣利用部門で最高位となる農林水産大臣賞を受賞されました。受賞に至ったのは、竹本会長をはじめ、猟友会の方々の努力の賜物であり、日々の活動に感謝いたしております。今後も当法人とは連携を密にし、有害鳥獣対策に取り組んでいく所存でございます。

次に、「安全で快適な暮らしの“森の国”」では、平成30年7月豪雨災害での経験を教訓に、コロナ禍にあっても命を守ることを第一として、被害の最小化を主眼とする減災の考え方にに基づき、住民一人ひとりが迅速かつ主体的に避難行動がとれるよう、自助、共助の取り組みを強化、支援していくための防災、減災の施策を推進して参りました。

防災対策では、町道や橋梁の改良、修繕事業のほか、がけ崩れ防災対策事業や集落避難路保全斜面地震対策事業などを実施するとともに、消防団にIP無線機を配備し、災害時等における情報伝達手段の強化を図っております。

また、住環境においては、老朽化した町営住宅の解体や修繕などを計画的に実施し、適正管理に努めるとともに、住宅解体後の跡地について、今後の利活用を図る配置計画を策定するなど、安心して生活ができる住環境の整備施策を推進しております。

次に、「子どもたちの夢が広がる“森の国”」では、少子化時代の中で、妊娠中から乳幼児期、就学後の学校教育と切れ目なく連続的で細やかな支援や、親が安心して働くことができる環境づくりに取り組んで参りました。

まず、平成15年の建築以来、大きな改修を行っていなかった虹の森まつの保育園について、施設の長寿命化と機能向上を図る大規模改修を実施するとともに、子どもの医療費無償化や乳幼児用紙おむつ購入費用の助成などの子育て支援施策も継続し、保育環境の充実に取り組んでおります。

また、中学校に町産材のひのきを使用した木製の机、椅子を整備し、教育環境を向上させるとともに、木の優しさや温もりを感じてもらう木育事業を実施いたしました。これで全ての小中学校に町内産の木製の机、椅子の整備をすることができました。今後も、町の貴重な資源を子どもたちが認識し、“森の国まつの”の一員として誇りが持てる教育施策を展開していく所存です。

次に「揺るぎない行財政基盤の“森の国”」では、まずは事業の効率化と重点化、財源確保に取り組み、危機感を持った財政運営に徹し、将来的に持続可能な行財政基盤の確立に努めて参りました。

喫緊の課題であった新庁舎建設及び防災拠点施設については、令和4年1月に本体工事が完成し、令和4年2月より供用開始しているところでございます。新庁舎への移転にあたっては、円滑な業務移行に万全を期し、業務体制の見直しによる事務の効率化にも積極的に取り組んでおります。

また、町が保有する公共施設を、限られた財源の中で適正に維持管理していくために、平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画を、令和2年度に策定した個別施設計画の内容を踏まえて改定いたしました。今後は本計画に基づいて公共施設の最適化に取り組んで参ります。

更に、町民の理解と信頼を高めるため、計画的な職員研修の実施により自己啓発を促し、職員の資質改善、問題解決能力と危機管理能力の向上に取り組んでおります。

以上、重点施策を中心に主な施策の成果について御説明申し上げます。

続いて、特別会計の決算状況について概略を御説明申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計は、歳入総額5億5千961万5千499円に対し、歳出総額5億3千605万5千959円で、差引2千355万9千540円の黒字となり、国民健康保険中央診療所特別会計は、歳入総額3億851万994円、歳出総額3億232万5千878円で、差引618万5千116円の黒字であります。

簡易水道特別会計は、歳入総額1億3千892万8千878円、歳出総額1億2千333万4千869円で、差引1千559万4千9円の黒字決算となっております。

住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、歳入総額314万1千767円に対し、歳出総額4千290万2千610円で、平成

<p>議 長</p> <p>芝 会 計 管 理 者</p> <p>議 長</p> <p>芝 会 計 管 理 者</p>	<p>19年度からの累積赤字もあり、貸付金の収入額が公債費の返済額に達しなかったことから、3千976万843円の赤字決算となっております。誠に申し訳なく深くお詫び申し上げますとともに、引き続き貸付金回収に向けた取り組みを強化する所存でございます。</p> <p>次に、介護保険特別会計は、歳入総額7億6千99万4千813円に対し、歳出総額7億3千461万4千538円で、差引2千638万275円の黒字、後期高齢者医療保険事業特別会計は、歳入総額6千712万9千10円に対し、歳出総額6千551万9千979円で、差引160万9千31円の黒字決算となっております。</p> <p>以上が、特別会計の説明でございます。</p> <p>今後も全職員が一丸となり、限られた財源をより有効に活用するとともに、行財政改革を徹底し、財政健全化に取り組んで参る所存でございますので、引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。</p> <p>なお、全会計の詳細につきましては、会計管理者から説明いたします。</p> <p>よろしく御審議を賜り、認定いただきますようお願いを申し上げます。</p> <p>町長の提案理由の説明が終わりました。</p> <p>続いて、会計管理者兼出納室長から7会計全てにわたり、総括説明を受けることにします。</p> <p>「議長」</p> <p>「芝出納室長」</p> <p>令和3年度の全会計における歳入歳出総括についての概要を、主要施策の成果説明書により御説明申し上げます。</p> <p>1ページをお開きください。</p> <p>この表は、一般会計並びに特別会計を合わせた全7会計の決算総括であります。</p> <p>令和3年度の全会計の合計決算額は、歳入74億1千625万6千</p>
---	--

160円、歳出71億625万1千522円、差引3億1千万4千638円の決算で、予算額に対する執行率は歳入が98.1%、歳出が94%となっております。

各会計別の内容については、次のページで説明させていただきますので、お目通しをお願いします。

2ページをお開きください。

この表は、会計別決算状況一覧で、前年度と比較をしながら、各会計の歳入、歳出、差引及び収支内容についてまとめたものとなります。

上段より、一般会計でございますが、令和3年度の歳入決算額は55億7千793万5千199円、歳出決算額は53億149万7千689円であります。差引は、2億7千643万7千510円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、2億6千580万7千510円となります。

実質収支額から前年度実質繰越金を差し引いた単年度収支は、1億5千766万8千569円となり、財政調整基金を、5千763万9千208円積立て、実質単年度収支は、2億1千530万7千777円となります。

なお、財政調整基金の年度末残高は、9億6千440万3千587円でありまして、積立分が主な増額の要因となっております。

次に、国民健康保険特別会計は、歳入5億5千961万5千499円、歳出5億3千605万5千959円、差引並びに実質収支額が2千355万9千540円で、前年度実質繰越金を差し引いた単年度収支はマイナス920万9千843円となっておりますが、国民健康保険財政調整基金を、1千636万2千316円積立てたことにより、実質単年度収支については、715万2千473円となっております。

次に、中央診療所特別会計は、歳入3億851万994円、歳出3億232万5千878円、差引並びに実質収支額は、618万5千116円で、前年度実質繰越金を差し引いた実質単年度収支は、マイナ

スの157万104円となります。

次に、簡易水道特別会計については、歳入1億3千892万8千878円、歳出1億2千333万4千869円、差引並びに実質収支額は、1千559万4千9円となり、前年度実質繰越金を差し引いた単年度収支は、マイナスの1千174万9千111円となっておりますが、財政調整基金の積立分を加えた実質単年度収支については、327万5千228円であります。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計については、歳入314万1千767円に対し、歳出は4千290万2千610円で、差引並びに実質収支額は3千976万843円のマイナスとなり、前年度実質繰越金を差し引いた実質単年度収支は222万381円となるものであります。

次に、介護保険特別会計は、歳入7億6千99万4千813円、歳出7億3千461万4千538円で、差引並びに実質収支額は2千638万275円、前年度実質繰越金を差引き、基金の積立及び取崩しによりまして、実質単年度収支は、マイナスの612万7千809円となります。

次に、後期高齢者医療保険事業特別会計は、歳入6千712万9千10円、歳出6千551万9千979円で、差引き160万9千31円となり、前年度実質繰越金を差し引いた実質単年度収支については、15万6千230円となっております。

以上、全会計の合計は、歳入74億1千625万6千160円、歳出71億625万1千522円、差引き3億1千万4千638円でありまして、翌年度に繰り越すべき財源及び前年度実質繰越金を差し引いた単年度収支については、1億3千216万2千198円、財政調整基金等の増減分を含めた実質単年度収支は、2億2千41万4千176円となるものであります。

3ページをお開きください。

上段の表は、一般会計の歳入における款ごとの決算状況でありまし

て、予算現額の項目から予算現額と収入済額との比較までの各項目を掲載しております。

この中で、収入未済額の合計1千712万985円については、町民税、固定資産税、軽自動車税と住宅管理使用料の未収分となっております。下段にあります歳出につきましても、款ごとに予算現額の項目から予算現額と支出済額との比較までの各項目を掲載しております。また、右側の円グラフについては、歳入及び歳出の款ごとの占める割合を示しておりますので、あわせてお目通しをいただきたいと存じます。

4ページをお開きください。

この表は、一般会計における歳出の款及び節ごとの決算状況であります。

前年度と比較しまして増減率の高いものや金額の増減の大きい主なものを見てみますと、7節報償費については、843万円減のマイナス28.22%、14節工事請負費については、14億3千万円増の311.54%、16節公有財産購入費については、376万円増の241.72%、18節負担金補助及び交付金については、3億4950万円減のマイナス33.9%、21節補償補填及び賠償金については、723万円増の238.96%、24節積立金については、5千106万円増の261.51%、27節繰出金については、5千566万円減のマイナス15.16%となっております。

5ページからは地方債現在高を、起債対象事業については6ページから9ページに地方債発行一覧表を掲載しております。

続いて、10ページから11ページは、参考として過去10年間の会計毎の決算状況を掲載しておりますので、これについてもお目通しをいただきたいと存じます。

12ページをお開きください。

この表は、月別の収支一覧でありまして、全7会計の令和3年4月から出納整理期間の翌年5月まで、月ごとの収入、支出額について掲

<p>議 長</p>	<p>載しております。</p> <p>収入の多い月については、交付税の受入や起債の借入が主なものでありまして、支出の多い月については、起債の償還や各種事業の支払いが主なものとなっております。</p> <p>13ページをお開きください。</p> <p>上段に一時借入金の状況を掲載しておりますが、3年度の借入実績はございません。</p> <p>下段の基金繰替運用の状況については、一時的な歳計現金不足に対応したもので、令和3年度は18件、金額にして延べ28億3千550万円を基金会計から一般会計に繰替えて運用しております。</p> <p>令和3年度については、大型事業による工事請負費等の増額や年度末に受け入れる町債を組み入れた予算であったため、年度中の資金調達の方法として基金の繰替を主な財源として運用いたしました。</p> <p>14ページをお開きください。</p> <p>14ページから15ページにかけては、定額資金運用基金の運用状況でありまして、内容に増減のあったものを御説明いたします。</p> <p>1の愛媛県収入証紙購入基金は、基金総額50万円により運用するもので、増減分それぞれ45万7千336円の証紙を取り扱っております。</p> <p>15ページをお開きください。</p> <p>15ページ4の肉用牛貸付に係る基金及び6の土地改良区運営支援基金については、預金利子分の増額となっております。</p> <p>16ページ以降につきましては、1款議会費から各款項目順に決算成果並びに実績について掲載をしております。内容につきましては、所管の委員会において、それぞれ担当課より御説明を申し上げます。</p> <p>以上で総括説明を終わります。</p> <p>よろしく御審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>全会計にわたる、会計管理者兼出納室長の説明が終わりました。</p> <p>続いて、代表監査委員から、決算審査の報告を受けることにします。</p>
------------	---

榎本代表監査委員 議 長	「議長」 「榎本代表監査委員」
榎本代表監査委員	議長のお許しをいただきましたので、地方自治法の規定によりまして、令和3年度松野町一般会計決算書及び特別会計6会計並びに基金の運用状況につきまして、山下監査委員とともに審査をいたしましたので、別紙のとおり御報告を申し上げます。 時間の都合もございますので、審査意見書のむすびの主な要点等を朗読をいたしまして、御報告に代えさせていただきます。なお先刻の町長、会計管理者との御説明と重複する点があるかと思われませんが、よろしく願いをいたします。 それでは31ページをお開き願ったらと思います。 新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大から、3年が経過をいたしまして、ワクチン接種等によります感染予防策や経済活動の改善もある中、新たな変異株の出現によりまして、先行き不透明な状況が続いております。 更には、ウクライナ問題など、世界経済に大きな影響を及ぼすなど、地勢学的緊張の高まり、デジタル化の進展や気候変動、格差問題の先鋭化など、世界の事業環境が大きく変化をし、不確実性が一層顕在化をしております。 そうした中で、本町では新庁舎を核として、町民との協働のまちづくり、防災交流拠点の充実強化の推進をはじめ、森の国松野町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられました各種事業を展開されてきました。 人口、経済、地域社会の課題に対しまして、一体的、持続的に取り組まれ、防災、減災対策、自治コミュニティーの支援、農林業や商工業、観光業の活性化、移住定住の促進、健康、福祉、子育て支援、ICT教育の充実など、地方創生と町が抱える懸案事項への対処がなされているところであります。 これまで経済成長を背景に、町民の福祉の増進、健康づくり、スポ

一ツの振興施設をはじめとしまして、文化振興施設、農業施設等が随時整備をされ、自然環境を生かした観光交流事業など、地域に多大な波及効果をもたらせてきたところでございます。

今後も森の国まつの自然景観の継承と、歴史文化遺産の保全活用などの推進に期待をするものでございます。

令和3年度の各会計の歳入歳出決算につきましては、会計管理者所管の関係諸帳票は厳正に経理をされ、正確であることを確認をいたしました。

一般会計、特別会計の歳入総額につきましては、74億1千625万6千160円で、歳出総額は、71億625万1千522円となり、支出収支額は2億9千937万4千638円、単年度収支につきましては、1億3千216万2千198円の黒字決算となっております。

一般会計の歳入総額につきましては、55億7千793万5千199円で、歳入総額は53億149万7千689円で、差引き残高につきましては、2億7千643万7千510円となっております。

前年度と比較をいたしますと1億5千813万5千569円、率にいたしまして、133.7%の増となっております。単年度収支につきましては、1億5千766万8千569円の黒字決算となり、実質単年度収支につきましても、2億1千530万7千777円の黒字となっております。

歳入では、町税が2億8千982万4千292円徴収をされております。町税全体の滞納繰越し額につきましては、658万5千962円となっております。愛媛地方税滞納整理機構など関係機関との連携によりまして、滞納解消に向けた取り組みを継続をされたいものでございます。

地方交付税につきましては、起債償還額の増に伴いまして、公債費算入額が増加のほか、地域デジタル社会推進費や臨時経済対策費などが創設されたことや、地域おこし協力隊に要する経費等の増によりまして、前年度比2億6千902万3千円の大増となっております。

す。

町債につきましては、町の最重要課題でございます新庁舎建設事業に係る事業債や緊急防災減災事業債の増などによりまして、起債発行額は、前年度比11億3千692万9千円の大幅増の15億7千909万7千円となっております。

歳出につきましては、予算執行率94.5%で、不用額が1億5千674万3千311円生じており、その主なものといたしましては、総務費の定住住宅建築奨励金をはじめとしまして、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費の各事業でございます。

相対的に言えますことは、入札等の執行に伴う経費の抑制のほか、新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、事業内容の変更や常時冗費の節約に努められた成果と言えますが、一部、事業の未執行によりまして、不用額が発生している状況でございます。

歳出構成につきましては、公債費5億1千787万1千円をはじめ、人件費、扶助費の義務的経費が、15億8千518万5千円で30%を占めておる状況でございます。

投資的経費につきましては、前年度比15億2千212万1千円204.1%と大幅増の22億6千793万4千円となっております。

これは、平成30年7月豪雨によります災害復旧事業の完了によりまして、災害復旧費が減額はしておりますが、新庁舎建設費や橋梁修繕費等の増額によるものであります。

その他の経費につきましては、14億4千837万9千円で、支出総額の27.2%に当たり、前年度に対しましては、4億5千331万2千円の減額となっております。

主な要因につきましては、補助費等で、新型コロナウイルス対策として、特別定額給付金をはじめ、地域応援商品券補助金のほか、新庁舎の建設に当たり、町有林主伐事業費負担金や森林管理センター負担金などがございます。

積立金につきましては、前年度比261.5%、5千106万1千

円の大幅な増となっており、その要因といたしましては、普通交付税の臨時財政対策債償還基金費が算定され、減債基金への積立てを行ったことによるものであります。

続きまして、特別会計の状況でございますが、まず国保会計につきましては、2千355万9千円の黒字決算で、単年度収支につきましては、921万円の赤字となっており、実質単年度収支は715万2千円の黒字決算となっております。

保険給付費につきましては、3億8千219万8千327円で、1人当たりの給付額は、前年度比7.3%増の39万9千371円となっております。

なお、特定健康診査の受診率でございますが、50.3%と、県内では例年上位にランクをされておりますが、保健衛生業務と連携する中で、要望活動等を更に推進をされたいものでございます。

収入未済額につきましては、前年度に比べまして、30万870円減少はしておりますが、新たに255万3千292円発生をして、全体の滞納額は462万5千円余りとなっております。

続きまして診療所会計につきましては、618万5千円の黒字決算となっておりますが、単年度収支、実質単年度収支ともに、157万円の赤字となっております。

診療所数や病床数などで算定をされます普通交付税を財源とする一般会計繰入金3千524万円のほか、患者数減少による経営収支補填分として、2千600万2千円が繰入れをされております。

医業分業により、医業費支出の診療収入に対する割合は、平成12年度、49.8%の比率でございましたが、平成3年度は、コロナ禍において、患者数が激減したものの、40.4%と大幅に低くなっている状況でございます。しかしながら、今後厳しい運営となることが予想をされております。

プライマリケアとして、また地域包括ケアにおける医療の核として、地域の保健医療福祉機能を十分に発揮され、町民のかかりつけ医

療機関として、健康づくりの拠点施設として、引き続いての医療の充実と安定経営に御努力を願うものであります。

続きまして簡易水道会計でございますが、1千559万4千円の黒字決算となっており、単年度収支につきましては、1千174万9千円の赤字でございます。実質単年度収支につきましては327万5千円の黒字となっております。

なお水道使用料の収入未済額は1千37万8千40円と多額な滞納額となっており、解消に向け、格段の努力をされたいと願うものでございます。

今後は既存施設の老朽化等によりまして、投資費用が見込まれるなど、厳しい経営となることが予想されますが、来年度、公営企業へ移行することによりまして、水道施設の適正な維持管理や経営の効率化と、健全化に期待をするものでございます。

続きまして住宅新築資金等貸付事業会計でございますが、歳入不足が3千976万843円生じ、繰上充用をされております。

滞納額のうち、292万2千496円が徴収をされ、新たに17万2千879円の収入未済額が発生をしており、滞納金額は、7千727万2千833円となっております。

続きまして介護保険会計でございますが、1億4千413万4千円の繰入れをされ、2千638万円の黒字決算となっております。単年度収支につきましては、535万4千円、実質単年度収支につきましては612万8千円と、それぞれ赤字となっております。

滞納状況につきましては、41万10円が徴収をされ、新たに90万8千100円の収入未済が発生をして、滞納総額につきましては、183万7千490円となっております。

最後に後期高齢者医療保険会計でございますが、160万9千円の黒字決算で、単年度収支、実質単年度収支につきましても、15万6千円と、それぞれ黒字となっております。

滞納繰越分の4万4千60円のうち、2万9千821円が収納され

て、新たに5万9千260円の収入未済が発生をしております。

続きまして財政健全化を示す指標でございますが、経常収支比率につきましては、前年度より2.7%改善をし、81.9%となっております。

その要因といたしまして、新庁舎建設事業や近年の大型事業に伴い、公債費は増加をしておりますが、公債費算入額の増加や地域デジタル社会推進費が新たに計上されたほか、臨時経済対策債などの創設や、まち・ひと・しごと創生事業費なども、継続措置されたことにより、普通交付税が大幅に増加したことがあげられます。

近年の新庁舎建設事業等の大型建設事業の公債費が増加する見込みのため、指標につきましては悪化傾向になることが予想されており、起債発行の抑制や内部管理経費等の削減にも取り組まれないものであります。

財政力指数につきましては、昨年度とほぼ同数値の0.162となり、今後も横ばい状態が続くものと思われまます。

実質公債費比率につきましては、前年度より0.4%悪化し、5.6%となっております。平成20年度には、要注意の数値を超えておりましたが、翌21年度からは、要注意の数値以下で推移をしている状況でございます。しかしながら、近年の大型建設事業に伴う起債発行によりまして、数値は悪化するものと予想をされている状況でございます。

最後に、公有財産についてでございますが、遊休施設は老朽化等によりまして、周辺環境面など、地元の皆さん方などと処分等を含めて、引き続いての検討をされたいものでございます。

学校保育園の管理につきましては、安全対策及び校舎内外の維持管理はもとよりでございますが、新型コロナウイルス感染症予防対策も、基本に沿った予防対策がなされております。

今後発生が予想されておる南海トラフ地震でございますが、そういった地震や大規模な自然災害など防災体制を更なる強固なものにさ

	<p>れたいと願うものでございます。</p> <p>今日本町におきましても、少子高齢化や人口減少、先行き不透明な経済動向、地方分権の推進、更に新型コロナウイルス感染症対策など、行政の果たす役割はますます重大さを増すものと思われまます。</p> <p>そうした中で、防災交流拠点の充実強化を図り、住民ニーズに幅広く応えることのできる新庁舎が完成をいたしました。</p> <p>町民の生活と福祉の向上のため、松野町総合計画などの事業により、小さな町の大きな挑戦を方針とした、50年後100年後も穏やかな暮らしが続いていること、自然や歴史文化が次の世代に受け継がれていくこと、今を生きる住民が幸せを実感できるようになることという、SDGsの視点を取り入れたまちづくりの目標を掲げられました。</p> <p>安全安心で環境と調和のとれたロマンチックシアター森の国まつこの創造と発展のため、コロナ禍で、社会生活や価値観の変化を捉えながら、全職員が一丸となられて、広い視野と英知を結集されて、日々の職務に精励されることを期待するものでございます。</p> <p>不慣れでお聞き苦しい点が多々あったことだと思っておりますが、以上で御報告を終わります。</p> <p>御清聴ありがとうございました。</p> <p>代表監査委員による、決算審査の報告が終わりました。</p> <p>これより、決算内容に対する質疑を行います。</p> <p>質疑は、会計別に行います。</p> <p>まず、認定第1号「令和3年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>続いて、認定第2号「令和3年度松野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長
議	長

議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>続いて、認定第3号「令和3年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>続いて、認定第4号「令和3年度松野町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>続いて、認定第5号「令和3年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>続いて、認定第6号「令和3年度松野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>最後に、認定第7号「令和3年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>以上で質疑を終わります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております、認定第1号から認定第7号までの各決算は、お手元に配布の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにします。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p>

議 議		したがって、本決算は各常任委員会に付託することに決定しました。	
	長	以上で、本日の議事日程は全て終了しました。	(12:17)
	長	本日は、これで散会します。	(12:17)